

防衛省設置法等の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は今回施行期日を定める部分)

第一 防衛省設置法の一部改正

自衛官の定数を改めること。(第六条関係)

第二 自衛隊法の一部改正

一 航空自衛隊の航空総隊の編成に警戒航空団を加えること。(第二十条関係)

二 即応予備自衛官の員数を改めること。(第七十五条の二関係)

三 カナダとの物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定を整備すること。(第八十

四条の五、第百条の十二及び第百条の十三関係)

第三 自衛隊法の一部改正

フランスとの物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定を整備すること。(第八十

四条の五、第百条の十四及び第百条の十五関係)

第四 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正

大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、カナダの軍隊を追加すること。（第三十三条関係）

第五 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正
大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、フランスの軍隊を追加すること。（第三十三条関係）

第六 施行期日等

一 この法律は、平成三十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めること。（附則第一項関係）

二 その他所要の調整規定を設けること。（附則第二項関係）